

# 群馬県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（案） 概要

## 1 概要

令和4年改正児童福祉法の施行により、令和6年度から、都道府県は一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされました。

県が定める条例は、令和6年3月27日に発出された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号）」の内容に基づくこととされています。この内閣府令は、①内閣府令で定める基準に従い定めるもの及び②内閣府令で定める基準を参酌するものに分類され、②内閣府令で定める基準を参酌するものについては、内閣府令を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができるとされています。また、令和6年3月30日、こども家庭庁が「一時保護ガイドライン」の全面改正を行い、内閣府令で定める基準の内容を補足しています。

## 2 条例案について

内閣府令で定める基準から変更した箇所は以下のとおり。

条文	変更内容及び理由
第1条 (趣旨)	<変更内容> 国の基準の制定趣旨を削除し、県条例としての制定趣旨を記載する。
第2条 (用語)	<変更内容> 用語の定義に関して新たに条項を設け定める。 <理由> 群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例と同様とする。
第16条 (設備の基準)	<変更内容> 児童の浴室・便所を男子用と女子用とを別にする規定に、入所している児童の年齢等に応じる旨追記する。 <理由> 本県では、未就学児（幼児）と学齢児で生活するスペースを分けており、日中の保育活動や、食事や入浴等の介助等、学齢児とは異なる幼児のケアニーズに対応している。現在、幼児は男女共用の浴室・便所を使用しているが、一般に保育園や商業施設等に設置されている幼児が使用する便所は、男女共用のものである。 国の基準を一律に適用した場合、浴室・トイレが2箇所になることにより、見守りの分散等、幼児へのケアの質が損なわれるおそれがある。なお、現在でも、入浴順の工夫やついたての設置等で、児童のプライバシーへ配慮している。 そのため、本県の事情を考慮し、幼児のみ男女共用の浴室・便所を設置できるよう、群馬県独自の基準とする。
第36条 (大都市の特例)	<変更内容> 削除する。
その他所要の改正	<変更内容> ・「都道府県」「都道府県知事」の記載を「知事」に変更する。 ・常用漢字に関する修正 等

その他の参酌すべき基準については、県に勘案すべき特殊事情が存在しておらず、内閣府令で定める基準と同様にしております。